

第438回川越市農業委員会総会議事録  
(公開用)

川越市農業委員会

## 第 4 3 8 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和2年8月25日
- 2 開催場所 川越市農業ふれあいセンター 研修室兼視聴覚室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時45分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 15名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	福田純一	出		10	塩野謙吉	出	
2	中野一明	出		11	渋谷武	出	
3	矢部節	出		12	石川秀夫	出	
4	吉崎一行	出		13	栗原明	出	
5	鈴木一	出		14	今野英子	欠	
6	関根誠	出		15	山田哲也	出	
7	長岡清	出		16	粕谷貞夫	出	
8	須賀庄次郎	出		17	米原民子	出	
9	内田光夫	欠					

### 8 議事参与者

職	氏名	職	氏名

## 9 事務局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	石 田 秀 樹		
副事務局長	内 田 和 則		
副 主 幹	宮 本 晃 宏		
主 査	榎 本 亮 太		
主 事	山 本 和 慶		

## 10 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和2年8月25日第438回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

### 11 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 粕 谷 貞 夫

委 員 米 原 民 子

委 員 福 田 純 一

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「総会の所管に関する報告書 7 月分について報告する。農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書については、合計 9 件、1 5 筆、3, 5 1 0. 7 1 m<sup>2</sup>である。農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 1 2 件、2 0 筆、9, 6 9 0. 9 8 m<sup>2</sup>である。農地改良届については、合計 3 件、3 筆、2, 5 8 8 m<sup>2</sup>である。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の報告書については、合計 3 9 件、2 9 0 筆、2 6 8, 9 5 8. 8 9 m<sup>2</sup>である。相続税の納税猶予に関する 3 年ごとの農業継続証明書については、合計 9 件、5 4 筆、3 1, 0 6 8. 0 1 m<sup>2</sup>である。相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、合計 2 件、1 9 筆、5, 0 9 5 m<sup>2</sup>である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 1 3 件、5 8 筆、3 4, 0 0 8 m<sup>2</sup>である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第 1 号議案は、件数 1 1 件、総筆数 2 8 筆、総面積 2 6, 8 3 8 m<sup>2</sup>について申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番から 1 1 番については、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要

件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号4番と5番について、譲受人は18アール耕作しているところがあるが、具体的に何を耕作しているのか。」との発言があった。

事務局から「現地調査を行ったところ、かぼちゃが一部で耕作されており、その他の農地は適切に保全管理されていた。」との説明を行った。

委員から「整理番号5番の申請地は圃場整備をしているところである。これから何を耕作する予定なのか。」との発言があった。

事務局から「水稻を行う予定である。」との説明を行った。

委員から「農業経営基盤強化促進法は高齢でも申出できるのか。」との発言があった。

事務局から「貸借については制限しておらず、可能である。」との説明を行った。

委員から「18アールが、そのような状況では、今回の農業経営基盤強化促進法の貸借の申出を認めることは、難しいのではないかと思う。」との発言があった。

事務局から「制度上の要件に具体的な水準が示されていないため、現状を確認した限りでは不適切な農地はなく、本人から聴取したところ、営農の意欲があるため、申出することは問題ないと考えている。」との説明を行った。

委員から「譲受人が水稻をやっているところを見かけない。主な仕事は土木業だと思う。水稻の農業技術があるのか疑問に思う。」との発言があった。

事務局から「譲受人には、耕作していく意欲があるということを聴取している。」との説明を行った。

委員から「譲受人は足腰が弱く見え、継続して耕作できるのか、耕作放棄地になってしまわないか心配される。耕作をしていくという確約はあるのか。譲受人が施工した農地改良後の農地に野菜は作付されていないと思う。その辺についても指導してもらいたい。」との発言があった。

委員から「地元の農業委員の方が事情をよく知っていると思うため、地元の農業委員の意見も聞いたらどうか。」との発言があった。

委員から「この件に関しては、譲受人が農地を取得したいとの意向があり、地元の農業委員と農地利用最適化推進委員と事務局を交えて協議をした。委員の中には、農地の値上がりを目的に所有するのではないかとの意見があった。よって、懸念するのは当然のことだと思う。ただ、所有、賃借している農地は、遊休化させることなく管理されており、耕作可能な状態に保全されているのであれば、自作するのか、作業委託するのか、営農方法は任せるとして、必要な作業に従事する意欲はあるので、許可せざるを得ないと考える。譲受人本人の話ではあるが、昔に地元で麦が盛んだったころは、耕作をしていたと聞いている。年齢のことなどもあるが、田んぼをトラクターで移動する姿なども見ている。肯定的に捉えれば、意欲はあると思う。農地改良の件についても、適切に行うように話はしている。今回の申請について、懸念されるのは理解できるが、地元の農業委員としては、今後も適宜に対応していくので、見守っていただきたく思っている。」との発言があった。

議長から「地元の委員から発言があったとおり、これからも地元の農業委員と農地利用最適化推進委員が継続的に状況を確認していくということによろしいか。」との発言があった。

委員から「水稻を行う予定だが、田植え機やコンバインなどは事務局で確認しているのか。」との発言があった。

事務所から「現認はしていないが、農家台帳に記載されていることは確認している。」との説明を行った。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号4番と5番について、譲受人に総会でこのような意見が出たという意見書を渡すことはできないか。」との発言があった。

事務局から「今回の総会で意見があったことを文書にして、地元の農業委員に確認してもらうこととしてよろしいか。」との説明を行った。

委員から「地元の農業委員と発言のあった農業委員にも見せていただきたい。」との発言があった。

事務局から「関係する農業委員に文書を確認していただき、その後、計画書と一緒に譲受人に渡すようにする。」との説明を行った。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から11番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件それぞれを満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、多数の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

## 議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の2号議案は、件数1件、筆数1筆、面積66㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、

許可することによろしいかお伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号にそれぞれ該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、多数の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

### 議案第3号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の3号議案は、件数1件、筆数2筆、面積315㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番については、立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について総合意見として許可相当と意見を付すことに決定する。



#### 議案第 4 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の 4 号議案は、件数 1 2 件、筆数 2 1 筆、面積 5, 6 3 5. 1 0 m<sup>2</sup>についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番から 1 2 番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことでよろしいか、お伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 8 番について、調査報告する。1 9 日に譲受人に話を聞いてきた。譲渡人に依頼されて、今回の申請に至ったとのことである。農地改良の施工について、良質土を使用し、申請書に添付された計画どおりに行う。付近には迷惑はかけないとのことであった。搬入土は約 2, 1 0 0 m<sup>3</sup>である。1 7 日に譲渡人に話を聞いてきた。今回の申請地は、以前に農地法第 3 条の許可を得た土地であり、大豆を作付けする予定であったが、長期の雨により、来年に行うこととなった。盛土によって低地と湿地の解消をし、畑として利用するとのことである。6 箇月の計画のため、譲渡人にも定期的に申請地を見に行くように確約書をもらい、3 年間は作付けをすることを説明してきた。地元の農業委員としてはやむを得ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 8 番について、今回の申請地に 2, 1 0 0 m<sup>3</sup>の土を盛ると、どのくらいの高さになるのか。」との発言があった。

事務局から「搬入土は 7 0 c m、耕作土は 6 0 c m、道路の高さからは

30cmである。」との説明を行った。

委員から「例えば1m、2m掘削して、搬入土を多く入れるようなことはないか。」との発言があった。

委員から「譲受人は誠実に仕事をしており、確約書ももらっているため、間違いなく計画どおりに工事は行われるものと考えている。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から12番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号8番については、「事業計画を順守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とし、整理番号8番については条件を付すことに決定する。

#### 議案第5号

川越市農業委員会処務規程の一部を改正する告示を定めることについて

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「改正の趣旨としては、農業委員会等に関する法律第26条の規定に基づき、川越市農業委員会処務規程の一部を改正しようとするものである。改正の内容については、第4条を削除しようとするものである。

あわせて、題名を改めるとともに文言の整理を行おうとするものである。

施行期日については、令和2年8月25日から施行しようとするものであ

る。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第5号について原案どおり決定する。

以下余白

### 1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第 4 3 8 回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

### 1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和 2 年 9 月 3 日

---

議 長            石 川 秀 夫            印

---

委 員            粕 谷 貞 夫            印

---

委 員            米 原 民 子            印

---

委 員            福 田 純 一            印

---